令和４年　第１回教育委員会　会議録

日　　時	令和４年１月２６日（水）　午前９時３０分～午前９時５０分
場　　所	向日市役所　第１０会議室
出席委員	永野教育長、松本委員、流石委員、中野委員、畠山委員
事 務 局	教育部長、副部長兼文化資料館長、副部長兼学校教育課担当課長、教育総務課長、生涯学習課長、図書館長、文化財調査事務所長、教育総務課主任
議　　題	委員会諸報告
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第１５回の会議録の承認について諮る。 （全員異議なし）
教育長	会議録は承認された。 はじめに、令和３年第１５回教育委員会の委員会諸報告「令和４年度向日市の教育（指導の重点）の改訂について」において、当初、令和４年第１回教育委員会で案を示し、審議をしていただく予定としていたが、年が明け、オミクロン株の急拡大により、連日、学校の対応が続いたことから、案の作成には至っていない。 予定を変更し、第２回教育委員会で案をお示しするので、ご理解いただきたい。 本日はまず、委員会諸報告として、「向日市立小中学校外壁劣化調査結果について（報告）」報告願う。
事務局	―　向日市立小中学校外壁劣化調査結果について（報告）　― 小中学校の校舎において、外壁の劣化状況を把握するため、調査を実施し、次のとおり完了したので報告する。 「１　契約期間」は、令和３年８月２５日から１２月２４日までである。 「２　調査範囲」は、全小中学校の校舎の外壁で、今年度、外壁改修工事を完了している校舎３棟は調査から除いている。 「３　調査目的」は、校舎の外壁・庇について、仕上げ材のひび割れ、浮き等の劣化状況を確認し、落下事故等の未然防止や建物の維持管理のために調査するものである。 「４　調査方法」として、１つ目、目視調査及び打診調査による方法である。 この調査方法は、目視や打診棒が届く範囲内で、外壁等の劣化状況を確認す

	る方法である。 ２つ目、赤外線調査では、赤外線サーモグラフィで外壁温度を測定し、モルタル等の仕上げ材の浮き・剥離部分を検出する調査を行った。 ３つ目、目視調査、打診調査及び赤外線調査と併せて、外壁塗装のアスベスト含有調査を実施した。 別添資料は、向陽小学校中校舎南面の立面図であり、下段の左の画像は、赤外線調査による熱画像である。赤い丸で囲っている部分が赤色となっており、黄色で示されている周りの壁よりも温度が高いことが分かる。 コンクリートの建物に塗装しているモルタル等が浮いている場合、躯体に接着している部分よりも、浮いている部分の方が温まりやすい。 このことから、赤色の部分に浮きの可能性があると判定された。 また、打診調査においては、図のとおり、打診棒で壁を叩き、その音の違いからモルタルの浮きの有無を調べた。 下段の目視調査の写真では、モルタルやコンクリートの欠損状況を示している。 次に、アスベスト採取状況の図では、アスベスト含有調査のために、外壁塗装の一部を採取している状況である。 上段の右の写真は、目視調査により、露筋や爆裂がありと判定された部分で、鉄筋コンクリート造の鉄筋がさび、露筋している状況である。 このままの状態を長期間放置しておくと、鉄筋のさびが進み、それが原因で鉄筋が膨張し、コンクリートやモルタルが爆裂すると、その下を通行する人に危険を及ぼすおそれがある。 次に、上段の真ん中の写真は、目視調査によるひび割れの状況である。 さらに、上段の左の写真は、白華現象が見られる写真で、雨漏り等でコンクリートに水が浸入し、セメントの成分が溶け出して固まったものが白くなっている状況である。 「５　調査結果」について、学校ごとに結果をまとめた。 ひび割れは、ひび割れの長さの総延長、モルタル等浮きは、赤外線調査や打診調査において、浮きの可能性があるとされた部分の面積を合計している。欠損と爆裂・露筋は箇所数を記載している。 アスベスト含有率については、第３向陽小学校中校舎、第４向陽小学校中校舎及び北校舎、第６向陽小学校南校舎、西ノ岡中学校南校舎及び寺戸中学校南校舎でアスベストの含有が確認できた。 アスベスト含有調査について、現在では、アスベスト含有率が０．１％を超えるものを対象に一定規模以上の建築物の解体や改修を行う際、大気汚染防止法や労働安全衛生法に基づいた除去作業が必要であることから、適切に対応していく。 また、備考欄の「Ｒ３工事済」とは、この３校舎において、実際にモルタルが落下するという事象が起きたため、令和３年度に外壁改修工事を先行して

	実施したということである。 「６　対応方針」として、この外壁劣化調査に基づき、外壁改修を計画的に進めていく。また、アスベスト含有仕上塗材についても、関係法令を遵守し、適切に対応していく。 【質疑等】
委員	調査結果に基づき、関係法令を遵守し、順次対応していくということであるが、外壁改修の優先順位の検討をこれから行うのか。
事務局	個別計画において、令和６年度以降、建替えを行うとしている勝山中学校、第２向陽小学校の調査結果が良くなかった。 その２校に続いて、劣化状況が良くなかった学校については精査をした上で、令和３年度補正予算要求において、第４向陽小学校、第６向陽小学校、西ノ岡中学校及び寺戸中学校の外壁改修工事を予算化し、順次、改修工事をしていきたい。
委員	欠損がある写真を見て、危険性が高いと思ったが、危険性に問題はないのか。また、これはどこかの天井の写真なのか。
事務局	１階にある換気扇のフードの下と窓の間にできた欠損である。 剥離・落下する状況にあるので、落とすべき箇所を落とした方が安全だと考える。
委員	この箇所だけでも先行して修繕した方がいいと思う。
事務局	対応させていただく。
教育長	これまでも剥離・落下のおそれがある場合、通行制限などの対応を行ってきた。そのような対応も学校と調整し、安全確保をしていただきたい。
委員	アスベスト含有率について、第４向陽小学校北校舎や寺戸中学校南校舎は、他の校舎と比べて数値が大きい。 対策方針において、「飛散の恐れはないとの報告を受けているが、解体や改修工事を行う際は、関係法令を遵守し、飛散防止対策を講じて安全に十分配慮して工事を実施する」とあるが、この方針で問題ないのか。 法令上、基本的には処分や除去が義務付けられているが、この大きな数値に、特に問題がないということか。

事務局	基本的に０．１％超含有するものに対しては、除去等が義務付けられており、解体や改修工事をするときに飛散のおそれがないように除去する。 なお、現時点で早急に除去しなければならないということではない。
教育長	新しく建物を建築する場合は、当然、アスベスト含有の規制対象となるが、既存建築物については、飛散のおそれがなければ、解体や改修工事の際に、適切に除去するということである。
委員	アスベストは、通常の状態では問題がなく、解体時等は危険だという認識でいいのか。
事務局	そのとおりである。飛散しないように解体するということである。
教育長	専門家の調査において、飛散のおそれがないという報告を受けているということである。 また、この調査結果を学校に説明の上、工事を着工するまでの間、必要な対策や安全確保もお願いしたい。
教育長	閉会宣言

令和４年第１回教育委員会

令和４年１月２６日（水）
午前９時３０分から
向日市役所　第１０会議室

１　開　　会

２　会議録の承認について

３　議　　案

委員会諸報告

・向日市立小中学校外壁劣化調査結果について（報告）

４　閉　　会

諸報告資料

向日市立小中学校外壁劣化調査結果について（報告）

令和4年1月26日
教 育 総 務 課

小中学校校舎の外壁劣化状況を把握するため、劣化調査を実施し、次のとおり完了しましたので報告します。

1　契約期間　　令和３年８月２５日（水）～　令和３年１２月２４日（金）

2　調査範囲　　全小中学校の校舎外壁

3　調査目的　　小中学校の外壁・庇について、仕上げ材のひび割れ、浮き等の劣化状況を確認し、落下事故等の防止や建物維持管理のため調査する。

4　調査方法　　目視調査 ・ 打診調査（目視及び打診棒等で調査し、浮き・欠損等を見つける方法）
赤外線調査（外壁温度を赤外線サーモグラフィで測定し剥離部を検出）
アスベスト含有調査（偏光顕微鏡による方法（定性分析）、X線解析分析法（定量法））

5　調査結果

学校名	校舎	ひび割れ長さ(m)	モルタル等浮き面積(㎡)	欠損箇所	爆裂・露筋箇所	アスベスト含有率(%)	備考
向陽小学校	中校舎	20.05	11.22	5	39		
	南校舎	6.80	0.32	0	0		
第２向陽小学校	南校舎	2.60	34.37	8	2		
	北校舎	2.70	36.15	3	1		
第３向陽小学校	中校舎	22.30	21.41	1	14	0.4	
	北校舎	8.00	12.60	4	2		
	南校舎	50.15	0.22	6	9		
第４向陽小学校	中校舎	31.69	0	5	131	0.2	
	南校舎	－	－	－	－	－	※　R3工事済
	北校舎(老福)	0	0	2	20	3.3	
第５向陽小学校	北校舎	24.65	0	4	25		
	南校舎	6.55	0	0	0		
第６向陽小学校	南校舎	168.43		5	51	0.3	
	北校舎	－	－	－	－	－	※　R3工事済
勝山中学校	西校舎	51.70	55.35	17	16		
	東校舎	20.45	6.31	1	3		
	北校舎	20.30	0	7	17		
	南校舎	15.70	1.99	5	28		
西ノ岡中学校	北校舎	88.21	0	4	81		
	南校舎	29.20	0.43	3	94	0.2	
寺戸中学校	南校舎	27.73	0.91	4	24	2.9	
	北校舎	－	－	－	－	－	※　R3工事済

・老朽化し、一部でモルタルが落下する事象があった３校舎(※)については、先行して外壁改修工事を実施しています。

・アスベスト含有判断基準値（労働安全衛生法施行令等）

・0%～0.1%以下：アスベスト非含有

・0.1%超～：アスベスト含有

アスベストに関する法律等について

労働安全の面から、昭和50年にアスベスト含有5%超の吹付けが原則禁止され、平成7年にアスベスト含有1%超までに規制対象が拡大されました。さらに、平成18年9月1日以降は、アスベストを0.1%超含有する製品の製造や使用が一部の例外を除き禁止され、平成24年3月1日には全面禁止になっています。

なお、一定以上の既存建築物の増改築や大規模改修等をする際には、建築基準法に基づき、吹き付けアスベスト等の除去が義務付けられ、また、既存建築物の除却の際には、大気汚染防止法や労働安全衛生法等に基づき、吹き付けアスベスト等の適切な分別解体・処分が義務付けられています。

※　本外壁劣化調査を実施した市内小中学校校舎においては、平成１８年度以前の建築物です。

6　対応方針

○　本外壁劣化調査に基づき、引き続き計画的に外壁改修を進め、学校施設の維持管理に努めます。

○　今回の外壁に含有している石綿含有仕上塗材は、飛散の恐れはないとの報告を受けておりますが、解体や改修工事を行う際は、関係法令を遵守し、飛散防止対策を講じて安全に十分配慮して工事を実施します。

向日市立小中学校外壁劣化結果
【例：向陽小学校中校舎南面】

＜凡　例＞

赤外線調査	1	浮きの可能性が認められる箇所
打診調査	1	浮きが認められる箇所
目視調査	1	ひび割れ
	1	欠損
	1	露筋・爆裂
	1	白華

※数字は損傷番号を示す

目視調査
【白華あり】

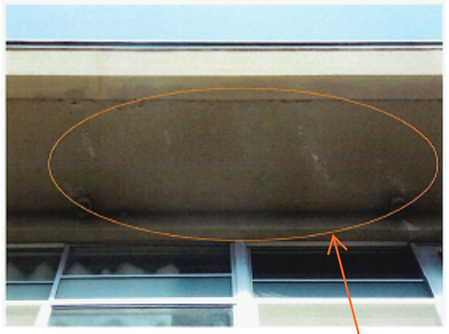

目視調査
【ひび割れあり】

目視調査
【露筋・爆裂あり】

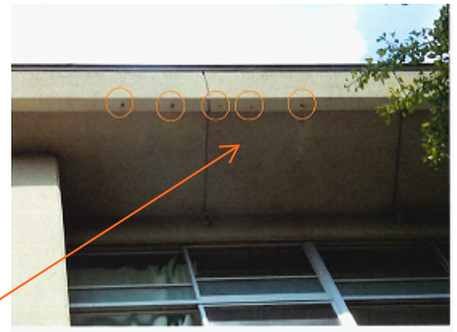

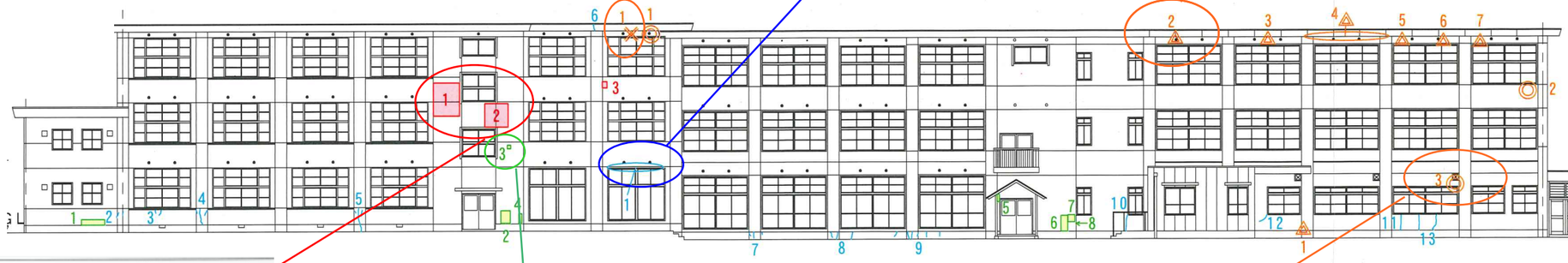

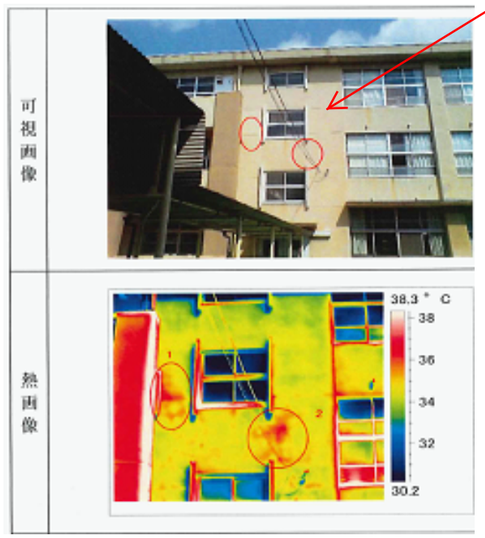

赤外線調査
【浮きの可能性が認められる箇所あり（浮きに起因する、変温部分あり）】

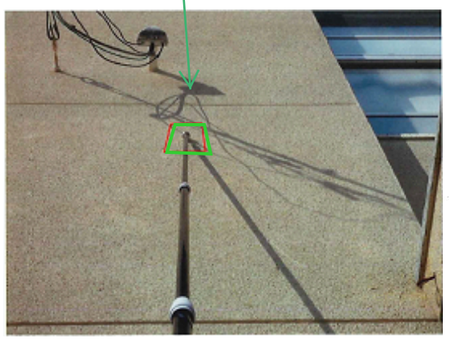

打診調査
【浮きが認められる箇所あり】

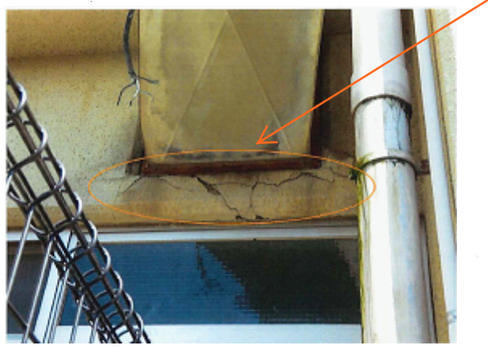

目視調査
【欠損あり】

アスベスト採取状況